

三豊市放課後児童クラブ入会審査及び出席停止基準

三豊市放課後児童クラブ条例施行規則第6条第2項及び第7条に基づく審査基準、出席停止基準として、次のいずれかの項目に該当する場合は、入会を制限する場合があります。

- (1) 入会希望児童のきょうだい分も含め放課後児童クラブ保育料の滞納がある場合(過去滞納分も含む)は、入会申請は受付できません。
また、入会後に保育料の滞納が続く場合は、利用承認を取り消すことがあります。
- (2) 保護者の就労証明書による終業時間が下記の時間より早い場合は、入会できません。
ただし、常時就労時間外の勤務があるなど特別な事情があり、就労証明書の仕事の内容欄にその旨の記入があれば、この限りではありません。

≪ 平日の場合 ≫

- ◆ 1. 2. 3 年生 …午後 3 時まで
- ◆ 4 年生 …午後 4 時まで
- ◆ 5. 6 年生 …午後 5 時まで

≪ 長期休業日(春・夏・冬休み)のみの利用の場合 ≫

- ◆ 1 日 3 時間以上の勤務が必要です。

≪ 新 1 年生の 4 月の平日利用について ≫

- ◆ 下校時間が早いため、1 日 3 時間以上の勤務で利用可能です。

- (3) 児童の保護者が就労予定(就労先が決定していることが条件)で放課後児童クラブを利用する場合は、最大 3 か月間(希望入会期間により異なる)の入会承認とします。
引き続き利用する場合は、就労証明書の提出が必要です。

※ 虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消しますので、あらかじめご了承ください。